

令和2年第4回
城里町議会定例会会議録 第3号

令和2年12月11日 午後 2時00分開議

1. 出席議員（13名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	13番	鯉渕秀雄君
6番	藺部一君	14番	小坪孝君
7番	三村孝信君		

1. 欠席議員（1名）

12番 杉山清君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
まちづくり戦略課長	小林克成
総務課長	鯉渕和己
町民課長	雨宮忠芳
財政課長補佐	山崎栄一
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	飯村正則
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	大津好男
下水道課長	皆川尊志
会計課長（会計管理者）	久保田和美
水道課長	阿久津恵三
農業委員会事務局長	高瀬浩文
教育委員会事務局長	園部繁

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和2年12月11日（金曜日）

午後 2時00分開議

- | | | |
|-------|------------------------|---|
| 日程第1 | 議案第76号 | 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第77号 | 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第78号 | 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第79号 | 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について |
| 日程第5 | 議案第80号 | 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について |
| 日程第6 | 議案第81号の1 | 城里町公の施設における指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第81号の2 | 城里町公の施設における指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第81号の3 | 城里町公の施設における指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第81号の4 | 城里町公の施設における指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第82号 | 令和2年度城里町一般会計補正予算（第8号）について |
| 日程第11 | 議案第83号 | 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第12 | 議案第84号 | 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第13 | 議案第85号 | 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第14 | 議案第86号 | 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第15 | 議案第102号 | 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について | |

- 日程第17 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第18 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第19 報告第73号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第20 報告第74号 城里町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第21 報告第75号 城里町民間保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第22 報告第76号 城里町元気アップ振興券事業実施要綱の一部を改正する告示
- 日程第23 報告第77号 城里町地域公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金交付要綱の制定
- 日程第24 報告第78号 城里町公共工事前金払取扱要綱の制定
- 日程第25 報告第79号 城里町修学旅行代替給付金交付要綱の制定
- 日程第26 報告第80号 令和2年度城里町ふれあいの船事業中止に伴う臨時給付金交付要綱の制定
- 日程第27 報告第81号 城里町新型コロナウイルス感染症対応保育従事者等応援給付金交付要綱の制定
- 日程第28 報告第82号 城里町保育所等新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金交付要綱の制定
- 日程第29 報告第83号 城里町新型コロナウイルス感染症による医療施設応援給付金交付要綱の制定
- 日程第30 報告第84号 城里町赤ちゃん応援臨時給付金交付要綱の制定
- 日程第31 報告第85号 城里町元気アップ振興券（第2弾）事業実施要綱の制定
- 日程第32 報告第86号 城里町元気アップ振興券（第2弾）事業補助金交付要綱の制定
- 日程第33 報告第87号 城里町新型コロナウイルス感染症予防対策事業所等支援金支給要綱の制定
- 日程第34 報告第88号 城里町新型コロナウイルス感染症指定管理者支援金交付要綱の制定
- 日程第35 報告第89号 城里町中小企業等固定費応援給付金交付要綱の制定
- 日程第36 報告第90号 常磐大学と常磐短期大学および城里町との連携協力に関する協定
- 日程第37 報告第91号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）
- 追加日程第1 議案第103号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第104号 物品購入契約の締結について
- 追加日程第3 発議第7号 城里町職員の給与に関する規則を見直し、管理職手当の不公平を是正する決議について

1. 本日の会議に付した事件

議案第76号

議案第77号

議案第78号

議案第79号

議案第80号

議案第81号の1

議案第81号の2

議案第81号の3

議案第81号の4

議案第82号

議案第83号

議案第84号

議案第85号

議案第86号

議案第102号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第73号

報告第74号

報告第75号

報告第76号

報告第77号

報告第78号

報告第79号

報告第80号

報告第81号

報告第82号

報告第83号

報告第84号

報告第85号

報告第86号

報告第87号

報告第88号

報告第89号

報告第90号

報告第91号

午後 2時00分開議

議員の出欠

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は13名です。

12番杉山 清君、欠席でございます。

開議の宣告

○議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。説明のため、町長、副町長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

本日、教育長が欠席しております。また、財務課長船橋行子君が欠席のため、補佐の山崎栄一君が出席しております。

なお、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

傍聴人6名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（関 誠一郎君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

議案第76号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） それでは、本日の議案質疑から入ります。

初めに、議案第76号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第77号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第77号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第78号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第78号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第79号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更に
ついて

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第79号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第80号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約
の変更について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第80号について質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第81号の1 城里町公の施設における指定管理者の指定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第81号の1についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第81号の2 城里町公の施設における指定管理者の指定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第81号の2についての質疑を求めます。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 議案第81号の2、これは指定管理、七会町民センターを指定管理をするということになってはいますけれども、昨年もしか見ますと、七会町民センターという名称になっているんですけども、一般の人が見ると、これ全て七会町民センターの業務を業務委託しているのかと指定管理者に、というふうに見られてしまうと思うんですね。実際、行政の仕事を民間に委託しているところもありますので、これは一部分が業務委託しているということだと思えるんですね、指定管理。ですから、ここに一部分とか何か入れないと、このままでは全ての業務を指定管理に出しているんじゃないかというふうに誤解を受けてしまうので、その辺のところ、執行部でどういうふうにお考えか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

指定管理の範囲につきましては、七会町民センターの設置管理条例に、この部分が指定管理者に出すことができる部分ということで条例に定めがありますので、もしご質問があれば、公表されている七会町民センターの設置に関する条例を見ていただくと、この範囲が指定管理者の責任だと明記されておりますので、それで確認できるということでご理解いただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） それは、知っている方が見れば分かることであって、一般の町民の方は、これは七会町民センター指定管理出したんだと、業務委託しているんだという、これ全部、じゃ、あそこで働いている職員は皆さん開発公社の人なんですかねというふうに思われるんじゃないですかね。どうなんでしょうか。これ一部分とか、区切りを入れないと、ちょっとまずいんじゃないのかなというふうに思うんですけども。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 2番加藤木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

加藤木議員さんがおっしゃるのも、一般町民に対してはもっともなご意見かなというふうには頂戴してございます。ただ、今回、このような名称で募集をかけさせていただきました。その関係もございまして、この後結ぶ協定書の中では、しっかりとその部分、部分部分の施設を明記してまいりますので、それで今回はご理解をいただきたいというふうに存じます。よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 実際に、グラウンドの部分だけというのは、私たちも十分に分かっているんです、それは。ただ、知らない方が見たらば全て業務委託しているんじゃないかなというふうに見られますよと、これでよろしいんですかということを行っているんです。それは設管条例を見れば、それは分かりますよ。でも、そういうことで、一般の町民の見方からするとどうなのかなということで、お伺いをいたしました。

○議長（関 誠一郎君） 答弁よろしいですか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） ただいまの質問について聞きたいと思います。

これはアツマーレの指定管理で、こういうことで議決するのはおかしいんじゃないですか、これ。最初からグラウンド管理をお願いするための指定管理なんでしょう、違うんですか。それからいくと、やはりグラウンドの維持管理の指定管理なんじゃないんですかね。

私がちょっと調査に行ったときに、開発公社に指定管理を出していても、誰もいないんですよ。監査委員の事務局と私は調べに行きました。そうしたら、開発公社から誰も行ってない。町から出向している職員が、アツマーレにいくちゃならない職員が、ホロルの湯のほうでボイラー操作をしているような状況でやっていて、何でこれが……。条例見れば分かる、そういう説明じゃないでしょう。きちんと議会に出すのには、きちんと分けて、何が指定管理で出すんだか分けなければ駄目でしょうよ、違う。何でこれが。それで芝の草刈り、運搬、それがアツマーレの職員が、環境センターに捨てに行っているということも判明しています。それで指定管理で渡しているのに、役場の類似施設なら無料で燃やせることができるけれども、指定管理で、いいですか、指定管理で出している芝草を、支所の職員が運んで、それで無料で燃やさせているなんてのはどういうことなんですか。ちょっと、お答え願います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 小坪議員からご質問ありがとうございます。

ただ、いろんなことがありましたが、完全に事実誤認の話も混ざっております。

○14番（小坪 孝君） 何が誤認なんだ。説明して下さい。

○町長（上遠野 修君） 例えば、開発公社の職員がアツマーレにいないということはございません。このような質疑が出ると思いまして、昨日も開発公社に確認しましたが、週5回出勤しております。その役場から出向した職員がということがありましたが、役場から出向した職員は、最初の数か月は引継ぎのために毎日行っておりましたが、ある程度引継ぎができた後は、プロパーの開発公社で雇っている職員がアツマーレにおりまして、週5日勤務しておりますので、誤解なきようお願いしたいと思います。

また、先ほど加藤木議員からもグラウンドの委託だというふうにご指摘がありましたが、

これも誤解でございます。開発公社の受託範囲はグラウンドだけではなくて、大きな斜面の管理、あれもかなり大きな面積があり、草刈りや維持管理で手間がかかるんですが、七会中学校周辺の斜面の管理、それからバーベキュー場や駐車場の管理というのも業務の中に入っております。そういった業務の内容につきましては、おととい皆様に指定管理者が今後の方針ということで、こういうことをやるということで出された経営の方針に関するペーパーの中に書いてあるわけですが、地元の食材を使ったバーベキューや、あるいは今年はコロナのためにほとんどイベントができなかったんですが、何百人も集まってくるようなスポーツイベントの際に、キングポークの焼肉弁当など、城里町の食材を使ったお弁当を出店で出すなど、バーベキュー場の管理者としての仕事もございますので、芝生のグラウンドの芝刈りのための委託ではなくて、山びこの郷を廃止する際に、山びこの郷が持っていたバーベキュー機能をアツマーレに移すということで、その管理を行っているところでございますので、どうか誤解なきようお願いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 町長、違いますよ、私が言ってるのは。バーベキュー場もやっているのは、それは十二分に分かっていますよ。ただ、ちゃんとお題の中に区別をしないと、全部じゃないかというふうに誤解されるでしょうということを言っているんですよ。その中の一番大きい部分を私は言っただけですよ、分からなかったわけじゃない。

以上。

○議長（関 誠一郎君） 答弁よろしいですか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 町長、何で私が行ったときに、開発公社はアツマーレの職員から誰も来ていませんという回答が出るような話になるんですかと言ったの。今は私が行ってから、そういう置くようにしたんでしょう、努力して。私が行っているときに、グラウンドの受付もやっていない、芝草の捨てるほうも役場職員が捨てている、非常に残念だと思う。何で指定管理のごみを、環境センターがただで燃やしているのか、町長それ……。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） その件につきましては、ちょっと事実関係を確認したいと思いますが、ごみの処分につきましては、協定書の中で責任範囲が決まっています、それに基づいてやっているものだというふうに理解しています。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 何で民間会社の芝草を、金を払って草を刈ってもらったら産業廃棄物なんですよ、町長。そういう形で、業者がきちんと処理するべきだと思う。そのために高い委託費を払っているんだと思う。なぜ、あと役場職員が捨てるだけの設置管理がアツマーレにあるんですか。芝草を片づけるという業務内容に入っているんですか。あそ

こはグラウンドのために、アツマーレを廃校を利用してグラウンドを作っているのに、設置管理の中にグラウンド維持が入るとしたら、役場職員が捨てに行くのなら、アツマーレの職員の中に、設置管理ちゃんと入れたらいいじゃないですか。それを入れていないのに、何で役場の職員に、あそこの支所の職員に持って行く、ただだからなんていって持って歩かせているんですか、ちょっとそれ聞きたい。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ちょっと小坪議員が通告なくいきなり質疑で話されていることの中には、事実であることと事実でないことが混ざっているようではあるんですが、芝刈りにつきましては、ちょっと突然なので、全ての量ではないかもしれませんが、地元の農家が、刈った後の芝については肥料としてよいので欲しいというお話もあり、刈り芝を場内で干しておいて、そして、希望する農家の方が、その芝を畑に投入するために、持っていったりもしているというふうに存じております。

小坪議員が、職員がごみ処理場まで全部持って行っているかのようなご発言をされていますが、ちょっとどれぐらいの量がどういうふうな配分になっているのか、ちょっと確認してみる必要があるかとは思いますが、業務としては、全部捨てるわけではなくて、乾燥させて地元の農家に配付するために、一時場内に仮置きするところまでが開発公社の仕事で、それを農家に配るのか、それとも、引取り手がなかったので焼却処分するのか、一定期間、引取り手がないということで、在庫がたまり過ぎてしまった場合は、焼却処分するということもあるのかと思いますが、いずれにせよ、あそこの刈り芝を全量焼却しているわけではありませんし、その刈り芝の処分の仕方については、指定管理者と発注者の間で取決めをして行うものだという事でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常にね、町長の答弁、苦しい答弁だと思うんですけども。町民課長、芝草の燃やしているやつはキロを量って日報をつけているでしょう。つけていないと燃やせないんだから、1日何トン燃やす業務日誌があると思う。今町長が言ったように、その業務日誌出してください、きちんと。1年間の、何キロ燃やしているんだか。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） ただいまの14番小坪議員のご質問なんですが、書類はつけていますので、後で用意したいと思います。

以上です。

○14番（小坪 孝君） あと、設置管理条例がないのに、なぜ役場職員にやらせているんだ。指定管理のやつなのに。民間のやつなのに、なぜ手を貸さなくてはならないのか、ちょっとそこら辺、答弁漏れてる。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 指定管理者との仕様書におきまして、公社の責任範囲は、芝生を役場が指定する場所まで刈った芝を置くと、そこまでが仕事の範囲ということで、指定管理料金が定められております。

その公社で指定する芝の場所は、ぬれないようにするために、旧七会中学校の体育館脇のひさしの下のところまで刈った芝は置いてくださいと、そこまでが契約の範囲というふうになっておりますので。

○14番（小坏 孝君） どこかの契約か。

○町長（上遠野 修君） 町との契約ですね。となっておりますので、それは以前町が直営でやっていたときと同じ契約範囲となっておりますので、なぜそういうふうな刈り芝について、焼却するところまで契約ではなくて、刈った芝を体育館脇のぬれないところに積んでおいてくださいというふうな契約をしたかという、それは、地元の農家がそこに置いてある刈り芝を肥料として使いたい人がいるので、業務の範囲としてはそこまでということで契約になっている。それは、地球環境の保護の観点からも刈った芝をその後全部焼却炉に投入しますと、青い芝をそのまま投入しますと、焼却炉の温度が落ちて、重油を投入しないと焼却温度が保てなくなりますので、刈った芝をそのまま焼却炉に投入するのではなくて、一定期間体育館脇で乾かして、持って行ってくれる人がいたら持って行ってもらって、さらに持って行く人がいなければ焼却するという考え方は、非常に環境保護の観点からも合理的な契約の手法であると考えております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坏 孝君。

○14番（小坏 孝君） いや、すばらしい答弁ありがとうございます。

いや、残念でしょうがないですね、町長。私は設置管理を聞いているのに、ごみの処理の仕方なんか聞いていないんですよ。アツマーレの職員に、職務規定の範囲に入っているのかどうか、それを聞いているんですよ。指定管理であそこの管理を開発公社に出しているのに、なぜ町の契約が移行されて、草の処分などを、なぜそれを移行しなければならないんですか、元の契約を。指定管理費使用料の800万は開発公社がもらっているんですよ、町長。そのほかに、クラブハウスの使用料ももらっていない、グラウンドの水、種をまいたときに、年間相当な額ですよ、後で水道課長に聞きたいと思っておりますけれども。その金だって、使用料は町で一銭ももらわないで、水道代を町が払っているんですよ、町長。800万のグラウンドの使用料は、開発公社が取ってしまっているんですよ。あそこのグラウンドを造ったときに城里町に1億円の経済効果がある、それで契約書の中に、学校に慰問したりサッカー教室をやるだの、地元の経済効果が、何が潤っているんですか、町長。こういうバーベキューセットだの何か売るやつだって、民間に売らせたらいいんじゃないですか。あなたは経済効果1億円あるということを唱えていたんじゃないですか。それが開発公社がやってしまうんでしたら、全然経済効果ないんじゃないんですか。ちゃんと教

室もやっていない、何もやっていない。もう何年にもなるのに、サッカー教室、学校慰問、ボランティアのごみ拾い、そういうの契約書に唱えてありますよ。分からないなら見せてあげますから来てください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） アツマーレの存在意義自体に関する質問になってしまって、指定管理の議案とちょっと直接関係するものとしな部分があるのかなと思いましたが、芝生の件につきましては先ほど申し上げたとおり、仕様書におきまして受託者の業務範囲は、芝を刈って役場が指定する場所に置いておくというところまでが受託者の受託範囲になっております。その場所まで、実際、今も指定管理者の責において、刈り芝を置いております。

その刈り芝を農家が持っていかなかった分について、役場の職員が持っていくのはどうかということですが、指定管理者に委託をしている範囲の外にあるものについては、七会町民センターの仕事を全て指定管理者に任せているわけではなくて、契約で指定管理者にお任せしていることの外側にあることについては、役場が直営でやるというのが当然でありますから、それ以外の廃棄物等においても、七会町民センターの建物内において何か廃棄物が生じたときも、職員が持っていくこともあるかと思しますので、指定管理者の業務の範囲の外にあることについては、役場の職員がやるということで問題はございません。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 何で町長、廃棄物の処理、指定業者がやることに、契約にうたってあるんですよ、町長。なぜ町が捨てなきゃならないんですか。契約書に廃棄物は向こうの指定、奥野谷浜かどこか出したところが全部業者が片づけるような契約書になっているんですよ、町長。何も分からないで契約しているんですか、町長。非常に町長として、昨日の発言からしても本当に残念だと思う。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ちょっとどの辺に根拠があるのか分かりませんが、そういうようなご指摘をいただきましたが、契約に従って行っておりますので、また契約の疑念点等ありましたら、事前に協議いただければ説明したいと思います。

○議長（関 誠一郎君） ほかに。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 町長じゃなくて、開発公社の理事長という立場の町長に質問するわけなんです、これは町民センターの芝生の維持管理については、神栖市の奥野谷浜産業に来年度以降プラス一般会計の補正予算の中で債務負担行為1億1,000万円以上のお金が入ってしまっていて、これは5年間契約をしているんでしょうか。開発公社理事長として。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 指定管理の期間は来年の3月31日までですので、あらゆる契約については今年度の末、以降のあらゆる契約については、また今後結んでいくべきものと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） もっと分かりやすければよかったですけれども、奥野谷浜産業さんに向こう5年、お仕事をお任せするつもりで理事長さんはいらっしゃいますか、開発公社の。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） まだ指定管理者として決定いただいておりませんので、議決をいただいて、指定管理者としてお認めいただいた後、検討すべき事項かと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 前回の3月にも出ていたんですけれども、指定管理をする際に、開発公社としては奥野谷浜産業さんをお願いするという旨の文言がありました。ですから当然やるのかなと思ったら、別に今のところ奥野谷浜さんに頼むつもりはないということなんでしょうね、今の段階では。私思ったんですけれども、神栖市からわざわざ来ていただくよりも、地元の業者さんに芝生の維持管理をお願いすることはできないのかなと思っているんですよ。

さっきの芝かすの問題もそうなんですけれども、軽トラを貸し与えたり、契約上。芝生の芝かすを、町で役務費160万、150万だったかな、予算計上して燃やしてあげたりとか、そこまでするというよりも、やはり距離感の問題、遠かった問題があるかもしれないんですけれども、地元の業者さん、やはり地域に税金を落とさせていただける業者さん、そういった方を選んだほうが私は望ましいと思っています。神栖でちょっと遠いんじゃないかな。何かあったときにすぐ対応できるプロパーが、地元いたら安心だなというふうに思いますよね。

もう1点質問しますが、そのこともお願いします。城里町開発公社が、実際には今までのこの1年間のケースというのは、城里町開発公社として芝生の維持管理を、芝刈りを具体的に機械に乗ってやっているわけではないんです。神栖市の奥野谷浜産業に仕事を、分かりやすく言いますね。開発公社をトンネルにして、町からのお金を神栖市の奥野谷浜産業に渡しているという構図なんです。これは事実ですから、これは事実です。そのときに、別に城里町開発公社を私通す必要はないと思っておるんですよ。例えば先ほど言ったバーベキューとか、様々な総体的な機運はあるというんですが、例えばバーベキューだったら、今回山桜も上がっていますけれども、山桜で食材をやるんだったら山桜のほうで指

定管理をやってもいいわけですし、業務をやってもいいわけですし。

あと、そもそもこの芝管理のお金が2,500万かかるわけですよ、今までの計算だと。それで、水戸ホーリーホックから800万円を頂いて、1,700万は町の税金ということなんですけれども、これはt o t oの、前回藤咲さんがt o t oのお金入っていませんよという話も一緒なんですけれども、t o t oからお金をもらえない原因の一つとしては、基本的に週1回の練習というのが原因、原則として週1回はホーリーホックさんがA面、B面、2面の一部のコートを使う分には了解するけれども、現在みたいに週4回、5回使っている状態では難しいよと言っているわけです。でもね、逆を考えるとこう思っているんです。この芝生の維持管理に関しては、株式会社水戸ホーリーホックさんに指定管理してはいいかなんでしょうね、逆に。もっと言いますね。800万円をもらうんじゃなくて、800万円を助成するのが町。要は使用率だったりトータルのなもので芝生の維持管理が2,500万かかるうちに、大体70%近くはホーリーホックが使っているというふうにt o t o振興くじのほう、日本スポーツ振興センターのほうでもそう言っているわけですから。そう考えて、客観的に見たときにそういう実態であるならば、ホーリーホックさんから1,700万頂いて、頂いてというか勝手に指定管理をして、どこの業者でもいいですからやっていただいですよ、逆に。それで800万だけ助成しますよと、町営グラウンドの分だけという割り切り方のほうが私には現実的だと思っているし、開発公社には、実際としては芝生の維持管理をするだけの能力はないわけですから、あくまでも藤岡さんというプロパーが、神栖市の元々工事した方がいて、その方が神栖市の奥野谷浜産業に入ってやっているという。

だから、これ幾つかの問題があるんですけれども、まず、まとめますね。これ開発公社じゃなくてね、株式会社水戸ホーリーホックさんに指定管理されてもいいんじゃないのかな。2点目、この開発公社として、トータルのバーベキューをやるんだけれども、実際にはお金がかかっています。町から持ち出しがかかっているわけです。そのことについて、じゃビジネスとして経済効果1億円だったり売上げだったり、このアツマーレの町民センターの中で、きちっとしたお金をビジネスとしてもうけられていて、芝生の維持管理ができるという前提ではないわけです、現在。

あと同時に、やはり何だかんだ言っても地元の業者さん、税金を納めていただいている、地域と一緒に歩んでいる業者さん、やはりそっちを入れるというのが、そろそろ、もう3年間やったので、来年4月1日から、もしこれから通ればですよ、お任せするわけなんですよけれども、やはりその契約の在り方、契約の仕方もそうでしたが、もう1回見直すべきだと思います。ちょっともう一度これ、できればもう取り下げていただきたい。株式会社ホーリーホックさんをお願いするなり何なり、ちょっとやり方を考えていただきたい。もうちょっと、これプラス確認しますが、株式会社水戸ホーリーホックさんと具体的な話というのはしているんでしょうか、今後の在り方について。そういうのも含めて、ちょっと総体的に答弁いただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問、真摯に受け止めたいと思います。

幾つかご指摘がありました。この指定管理者につきましては、公募をしております。1か月程度の書類を出すことができる期間があったかと思えます。七会町民センターの指定管理者になりたい方いらっしゃいますかということで公募をしておりますので、どこかの会社にだけ、私がどうですかというふうに、指定管理者として手を挙げてくださいというふうに働きかけをしたりすることは、公募を行っているという性格上できませんので、水戸ホーリーホックに指定管理者として手を挙げてくださいというような、そのような交渉は、ここ数か月、一切そのようなことは行っておりません。

また、そもそも4、5年前になりますが、アツマーレが生まれるときに、アツマーレを企画して、どういう管理運営体制でやっていくかと、設置管理条例を制定したり、様々な予算措置をする過程の中で、河原井議員ご指摘のように、水戸ホーリーホック自身が指定管理者やる意思があるのかということ、それはその過程の中で、誘致という過程の中でお尋ねしたことはあります。ただ、彼らは会社の定款の中では、そういうグラウンドの管理、つまりホーリーホックが使うだけじゃなくて、一般の人に貸し出すグラウンドの管理ですから、自分たち専用ではなくてですね。そういったことは会社の業務として、プロサッカーチームではあるけれども、グラウンドの貸出し業務というのは、自分たちで使うのはするけれども、そういう業務というのはいらないという判断で、指定管理者は引き受けられないというような話が最初にあって、今のような契約の形態や設置管理条例や、委託の形態に至っていったという過程がございますので。公募の都合上、特定の会社に声をかけることはしませんが、公募じゃなくて相対でやるにせよ、それは相手があることなので、難しいのではないのかなというふうに思います。

公募の中で、グラウンドの管理については、Jリーグのプロサッカーチームが練習場として利用するグラウンドの管理の経験者を配置するということが条件になっていますので、地元の会社の方でもそういった技術者を配置することができれば、下受け等として参入することが可能かと思えますが、大切な芝生の管理には、専門的な経験が必要となりますので、どういうタイミングで肥料をやったり、刈り込むタイミング、オーバーシートの時期の見極めなど、経験者ではないとできない面もありますので、そういった経験者がもしいらっしゃれば、参入も歓迎したいなというふうには思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 最後にします。

まずは町長あれだったんですけども、まず、町が管理している頃においても、奥野谷浜産業さんにするとか云々かんぬんということで、話合いはもう十分4年前からされているわけです。その話が公募を取っているか取っていないとか、そういう話ではないんです

よ。なぜなら私確認したいのが、町長じゃなくて理事長にお聞きしたいわけです、民間企業の。これちょっと矛盾があるんですよ。町長なのか理事長なのか民間の社長なのか、こういうケースの場合どっちなんだと。町長に聞けばいいんですかね、理事長に聞けばいいんでしょうか。分かりづらいですよ。

民間の方を入れれば、やれば良いというんじゃないで、トータル的に何というかな、事業なんだけれども、この地には地域おこし協力隊もいるし、あとは常磐大学との連携もしているという報告も議会にありましたよね。そういったノウハウというのは、もう少しそういったチャレンジの場所もしくは様々なことをする場所として設けた上で、アツマーレというのは広く見るべきであって、基本的に町長おっしゃったように、理事長かな、もうからないですよ、芝生の維持管理は、今の状況では。それは随分前から問題になってきたわけです。ただ、維持管理したサッカーを、クラブハウスでサッカーの練習をするだけではいけないんです。だから、これとっても大事なことは、今回開発公社がやるということが別に町にとって本当にメリットがあるのという、別にさほどないんです。むしろ開発公社という枠組みを取っ払って、水戸ホーリーホックさんとぜひ維持管理費ください、もしくは地域おこし協力隊も常磐大学の生徒も、そしてもしくは様々な方々も、みんなで考えて政策を形成する過程を一緒に楽しんでいきたいと思いますということで、2月14日、今年、未来のアツマーレを考える会があったわけですよ。それが、何で開発公社に取りあえずしてしまって、公募ないとかあるとかじゃなくてね、そういうふうになってしまうのかなと。もう少し掘り下げて、本当に地域の住民が楽しめる場所というのを、サッカーの練習場としてだけではなくて、それは必要だと思う。先ほど色々ありましたけれども、もう少し水戸ホーリーホックさんとコミュニケーション、先ほどちょっと答弁もらっていますけれども、あまりコミュニケーション取れていないような気がしていますよ。もっともプロのサッカーチームがいるんだっつたらば、もっとも地域でからめてもいいはずだ。のぼりがたくさん町中にあってもいいはずだ。全員で試合を見に行ってもいいはずですよ。

でも、なかなか難しいのは、この実態として、開発公社でやるのは別にそれはそれでということになってしまうかもしれませんが、そうじゃなくて、根本的に考えていかなければいけないのは、1億円の経済効果があり、そこでスポーツを目指し、将来Jリーガーもしくはワールドカップに出る選手を育てるといったのが、この事業のスタートなんですよ。取りあえず開発公社にしておけばいいやと、じゃないですよ。だって、今年の2月14日には地域おこし協力隊主催で頑張ったつくったじゃないですか、集まり。それを今一度考えて、やっていただきたいんですよ。

逆に言うと、開発公社は今1億円の赤字、コロナの影響で。そして、1億円の一般会計からの繰出し、今年だけで2億円です。開発公社の仕事として、この芝生の維持管理もしくは町民センターの運営管理、そして未来ビジョンをつくるだけの力が、現在あるのかど

うか。それは開発公社の理事長が持っている別ですが、なかなか経営的な感覚として現状維持、そしてリピーターを確保することが経営手腕だと、9月議会で私に答弁した現在の理事長である町長からは、経営者としてなかなか将来ビジョンがまだ見受けられていないんじゃないかというふうに、私は感じています。ですから、ここはきちんと話し合うべきなのは、今後どういったビジョンで戦略で、金もうけをするのか。本来この場合は一般財団法人です。通常一般財団法人といわれると、美術館みたいなものをイメージされます。しかしながら、町長はこう言っているわけです、売上げですと。民間の意識を入れて金もうけをすることが開発公社の第一義だと、5年間常々言っているわけですよ。であるならば、採算的なものも含め、これからビジョンの会合との話も含め、果たしてそれが開発公社にできるかどうかということが危惧されているわけです。そんなことやっている場合じゃないじゃないかと。ホロル大丈夫か、このコロナの影響は大丈夫なのか、アフターコロナは大丈夫なのか。そういったトータル的な議論をしていかなければいけないということ、私は確認しているだけなんです。

ですから、今回、安易に城里の開発公社に取りあえず任せて、トンネルで仕事をそのまま奥野谷浜産業に渡す、それで当面やっていければいいんだということで果たしていいのかなと。1億円の経済効果があり、先ほど言ったように城里町のためにつくるのであれば、もう少し議論が必要だ。そして政策を運営していく過程の中で、もう少し開かれた町政の姿が必要であると言っているんです。だから、この間猿田さんが一番最初に出た緑色の公約パンフレット、町長選挙の、それを見せたじゃないですか。その中には地域戦略室を創設すると書いてあるんですよ。地域戦略室。まちづくり戦略課じゃないですよ、もっと小さなものです。その中で様々な意見を集約するということなんです。以前私が聞いたときに、つくろうかつくらないのか言ったときに、町長はこう言ったんです。町会議員の皆さんがブレーンですと。あなたたちが組織ですから意見くださいと。でも、実際には情報開示もないし、実際こういったやり取りの中で、政策の形成化という中で、誰が配給という形跡も足跡もなかなか見られないからこう言っているんです。だから、しっかり交渉とそしてこれからの開発公社の在り方も踏まえた上で、しっかりやっていただきたいというのがお願いですので。答弁は結構です。思いを受け止めてください。よろしくお願ひします。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 先ほどの質問の中でちょっと疑問を感じましたので、質疑させていただきます。

役場の職員は、引継ぎをやったら後は開発公社にお任せして、開発公社の一員が週5日勤務するとおっしゃられましたね。これって町民の個人情報のある書類の使用料なども含まれると思うんですけども、以前そのための職員が配置されているということをお聞きしたことがあったと思うんです。当初そう言っていて、別々にしているから心配ない

ですと。開発公社というか町民センターでやっているのと、それから役場の職員ときちんと分けていますから大丈夫ですよと言っていたんですけども、この答弁では、役場の職員は引継ぎをしたら開発公社が週5日勤務していますと。何ですか、これは。ちょっとよく分かりません。委託したら、町民の個人情報まで明け渡すことになるんですか。そこの辺がよく分かりません。どういうことなんでしょう。お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

まず、開発公社につきましては、個人情報の保護に関する規定を持っておりまして、個人情報の取扱いについては厳重に行っております。その上で誤解なきように答弁さしあげますが、七会町民センターで持っている戸籍情報とかそういうものを、開発公社が触ることは一切ございません。開発公社の職員が触る個人情報というのは、ほかのうぐいすの里と同じですが、どここの誰さんがグラウンドの予約をしたときに、グラウンドの予約の申請書とかを書いて持って来ますから、そういうときには、名前とか電話番号とか住所とか書いてあるかと思いますが、そういうところに書いてある、そういう開発公社が管理を受託している範囲内の業務に必要な申請書類を通して得られる個人情報については、開発公社が持っておりますが、それは個人情報保護規定によって、きちんと管理をしているところでございます。それ以上の個人情報、戸籍とか税務とかそういうことに触ることはございません。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） うぐいすの里を利用するから住所と名前を申請します、書きますということで申請します。そのことと、それから町民センターで扱っている戸籍なり住民票とか、それから、もっともっといろいろ個人情報に福祉関係のものとか含まれているものがあると思うんです。そういうものが全部その中で見ることができるじゃないですか、あそのパソコンで。さらに、今のところそれがあって、なぜ町民センターに社会保険福祉関係のものを削除したのかと、後期高齢者とか、それからいろいろありました。その福祉関係のものが全部削除されたんですね、社会保険のこととか手続とか、児童福祉保健法とか福祉の手続とか、そういうものを削除されたんですよ。そういうものを削除しておいて、そして、じゃ、しかし戸籍のものは使えますよ、犬の登録などは使えますよというようなことで、いろいろ言っていましたので、そのところを分けているというのはよく分かるんですけども、その個人情報が入っている全てのパソコンの中を、開発公社がそれを開くことができるということ自体がまずいんじゃないかなと、私心配しています。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご心配、本当にもっともなことだと思います。ただ、ぜひ安心

していただきたいのは、開発公社の職員は職員のパソコンを使っておりませんので、開発公社の備品のパソコンを使っていますので、アツマーレにいる開発公社の職員は、役場のイントラネットとか、そういったシステムに入ることができません。普通のパソコンしか与えられておりませんので。また、アツマーレに勤めるほかの職員のパソコンは、1人1台で、パスワードでロックがかかっておりますので、ほかの人のパソコンに開発公社の職員が侵入するというのも、パスワードでロックされておりますので通常できないですし、また開発公社の職員は、そのような人のパスワードで侵入するような行為を行わないようしっかりと教育をしておりますので、そういったことは、本当にご心配としてはそういうご心配もあろうかと思いましたが、実際はそういったパソコンに入れませんので、ご安心いただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ということであれば、職員さんは、町民がいつでもどこでも町民センターに行って、欲しいときにそれを出せるという職員が必ず毎日一緒にそこで控えているということになりますね。なるんですね。それでいいんですね。職員が少ないところを、先ほど小坪議員さんが言った芝を捨てに行ったりとかいろんなことを、それからホロルの湯に行って何かやっているとか、いろんなことを聞きました。私はそこら辺のところ非常に曖昧で、何とも心配というよりも、何でもかんでもごちゃごちゃにされていて、きちんと整然とした運営管理方法がこうだ、こうだというようなことがなされていないんじゃないかと思うんですよ。そういう何でもかんでも一緒くたにやって、そのとき質問されて、ああそういうことやっています、こうですああですと言って、何かそのときのその場当たりの回答をしているだけに過ぎないような、そんな感じがします。

この指定管理というのは、本当にきちんと一つ一つ、要綱から全てつくらなければならないんですよ。それが、この前、昨日一昨日ですか、渡されたこれには、前日まで方針として、方針と書いてありますけれども、去年まではこういうことをやっていた、こういうことをやりましたというだけの、やってきたということだけでないですか。それで、これをどのようにするのかというようなことを、やはりきちんと方針は文章化して、きちんとやらなければならないんですよ。これを12月8日に出せと言われて、そのために議決をしてほしいからといって急に出したのかどうなのか分かりませんが、こういうものをきちんと、毎年毎年出さなければならないというのがあるんです。それを出さないで、今議決するからといって、急に出してもその場当たりじゃないですか。

指定管理に対しては、やはりあまりにも甘いという感じもありますので、きちんと理論立てて出してほしいなど、方針は。運営がどのようにして町民にどうなのかというようなことを、全てちょっと後で見せますけれども、それはいいでしょう。そういうことで、方針をきちんとしてほしいということです。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

藤咲議員からのご質問もありまして、一昨日、開発公社の今後の方針に関する資料を提出させていただきました。この資料自体は、指定管理者を選考する10名の委員の皆さんのところにはもう1か月以上前に出して、しっかりとご審議をいただいたところであります。

通常、そこから外には出さない資料なんですけど、特別に議員から要望があったということで、今回提出させていただきましたが、その中の過去の実績というの、未来を予測するのに大変重要なことなので、力を入れて書いてあるかと思えます。例えば、野外活動センターの事業収益です。指定管理者として指定管理料を除く独自の収入の金額ですけども、平成26年は4,200万だったのが平成30年には8,400万ということで、5年間でほぼ倍増しているということで、もちろんキャンプに対する追い風、キャンプブームというのもあったかとは思いますが、過去5年間で自主事業収入を、ふれあいの里をはじめとした野外活動センターが4,200万から8,400万に倍増させているというの、大切な指定管理者としての方向性を示す情報ですので、過去の経緯ということで、やったことと同時に過去の数字の推移も載せております。

また、今後の方針につきましても、それぞれ子細には長くなりますので省略しますが、これからどういうふうな新しい展開を、指定管理者として開発公社が行っていくか、数ページを要して、それぞれの施設ごとに書いてあるかと思えますので、ぜひ、みんな開発公社の職員が、一生懸命4年間工夫をして積み上げてきた事業の成果、そしてこれからの展望に関する気持ちの入ったプレゼンテーション資料だと思いますので、ぜひよく見ていただいて、そして、もしお認めいただいたときには、職員を励ましてあげていただければというふうに思います。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第81号の3 城里町公の施設における指定管理者の指定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第81号の3について質疑を求めます。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） ちょっとこれは桂振興センターのやつかな。ちょっと社長がここにいるのでちょっと聞きたいんですけども、社長は上遠野町長なんだけれども、昔から役場の幹事とか、理事は無報酬でやるということになっているんだけど、町長ね、町長が就任した26年度の10月に就任いたしまして、非常に27年度の6年度の決算かな、これは。それでいくと、町長が引き継いだときには、役員報酬は桂の物産センター40万なん

ですよ、町長。役員何人いるんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ちょっと通告いただいていたので、人数は後ほど確認して。すみません、ちょっと手元に数字がなくて申し訳ないと思います。

ちなみに、役員の数については、取締役の数は定款で定められておりますが、近年、多様な意見をいただきたいということで、役員を増やしております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 町長ね、あなたが社長を引き継いだときには40万なんです、役員報酬が。それで、40万で31年度の決算で見ると何で45万円に、総会で決議もされていないのになぜ5万円上がっているんですか、町長。理事の方は、聞くところによると1人5万円。町長、あなたは10万円の報酬を頂いている。副町長に聞く。副町長、これ報酬10万円をもらったとしたならば、政治倫理に引っかかるんじゃないですか、これ。報酬で。給料ならば金額が高くいくと思うんだけど、役場のあれでいくと無報酬でやると、昔からの。だから、開発公社なんか無報酬と定款に入っているわけですよ。なぜこれ桂の物産センターが、株主総会で決議されれば報酬が上がることはできるんだけど、あなただけが株主総会にかけないで、なぜ5万円を。ほかの理事は5万円で、あなただけがなぜ10万円を取っているような社長だとしたならば、この指定管理の社長は私はふさわしくないと思う。即刻辞任していただきたい。

副町長、政治倫理どうなんですか、それ。答弁してください。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 14番小坪議員さんの質問にお答えいたします。

政治倫理審査会では、政治倫理審査会のほうで審査をする、受けるほうの立場なものですから、そういった提案するとか審査をするというような申請者にはなっていませんので。

○14番（小坪 孝君） 何。

○副町長（仲田不二雄君） 整理倫理審査会では、審査を受け……。

○14番（小坪 孝君） 政治倫理はどうなんですかと聞いているんだよ。受けるほうなんだから、あなたが。

○副町長（仲田不二雄君） ですから、そういうことに、ご質問にお答えする立場ではないと思います。失礼します。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 町長ね、あなただけが社長になったら、ほかの理事さんは5万円なのに10万円を取って、町長、報告していないんですよ、あなたは。資産公開条例の中で、報酬を頂いたらきちんと書いておくべきなのに、私は手続を踏んで、あなたの資産

公開を閲覧いたしました。そうしたら、開発公社から10万円をもらっているのに、なぜそれが10万円の報酬を明記されていないんですかというの。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 小坪さんのご質問ありがとうございます。

また、ちょっと誤解に基づく質問ではないかというふうに思います。開発公社は無報酬でございますので、私は、開発公社から給料をもらっておりませんので、ですから、その報酬については記載しておりません。また、道の駅かつら振興センター、株式会社桂振興センターからは役員報酬を頂いております。10万円というふうなご発言がありましたが、それもおっしゃるとおりでございます。それは私が着任したとき突然上げたわけではなくて、歴代その金額であったというふうに伺っておりますので、慣例に従ったものです。

また、政治倫理条例については、先ほど仲田副町長からありましたが、それは政治倫理審査会の会長等がご判断されることなので、私どもから答えることではありませんが、通常、規定や条例を読み込む限り、そのような違反には当たらないと解釈するのが通常だと思います。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常にね、町長ね、私開発公社のことなんか資産公開に明記されていないなんて言ってないですよ。桂振興センターの山桜のもらっている報酬が、なぜあなたの法的に資産公開を出しておかなければならないやつに10万円明記されていないんですかというの。桂振興センターから10万円もらったら税金の申告と同じですよ。誰が閲覧してもいいように、桂振興センターから10万円頂いています、明記しておかなくてはおかしいんじゃないですか。あなたが行政のトップだと思うと、本当に残念だと思う。この指定管理で桂振興センターの職員、一生懸命頑張って売上げ上げていますよ。その中から、社長だからといって株主総会にもかけないで、なぜ社長だけが10万円で、ほかの理事さんは5万円なんですかと言うの。それで、自分の資産公開条例の中に入れておかないというのは、行政のトップとして脱税しているようにそうやってやっぱりいけないと思うよ、町長。やっぱりもらっている報酬もきちんと資産公開の中に書いて、報告して、あなたが社長を継いだときは40万、それで今になったらもう45万、それで調べてみたら、あなただけが10万円でほかの理事さんが5万円というのは、町長、その定款の報酬規定の中にもどこにもないんですよ、私は調べて回ったけれども。どこにあなたが10万円もらえる、理事が5万円もらえる、明記がないんですよ。なぜ、そういう一生懸命働いている物産センター、預貯金が、あなたが継いだときには1億何ぼあったのに、1,000万近く減らしていますよ、町長。過去最高の売上げだ、売上げだなんて言っていて、我々には新年の賀詞交歓会でも、過去最高の売上げですごいんですなんて報告しておいて、売上げが上がっているんだったら貯金も上がっているはずなんだけれども、減っているんですよ、町長。それなのになぜ

あなただけが10万で、ほかの理事さんが5万円なんですかと。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

開発公社の報酬については、きちんと予算書の中に載っておりまして、株主総会等で取締役会及び株主総会で開発公社の決算も承認を受け、また税理士さん等にも確認をいただいておりますので適正に処理されておりますし、私の資産公開等につきましても、この質問が出るのは予期しなかったもので、どの項目の中に入っているかちょっと正確に答えかねますので、差し控えさせていただきますが、きちんと全ての収入所得は、適正な項目の中に記載しておりますので、その点、公の場で断定的にそのような話を受けまして、大変残念に思っているところです。ぜひそういったご疑問があれば、どの費目に幾ら入っているのかということがもし知りたければ、きちんとお答えいたしますので、突然断定的なそのような発言をされる前にお問合せをいただければというふうに思います。

また、道の駅かつらにつきましても、おっしゃるとおり預貯金が減ってしまいましたが、最も大きな影響を受けたのは2つありまして、台風19号の直撃によって昨年度営業を2週間程度休んだと思いますが、そのときも従業員に満額の給料を払いましたし、多額の修繕費がかかりましたが、役場の予算ではなくて道の駅かつらの予算で水没した店舗の修繕工事等を行っておりますので、そこで大きく資金を出しているというのが1点と、もう一つは、私の着任前ですが、手数料を18%にしたと。議会の議決では15%までしか取れないことになっているのに18%取っていたということで、3年分遡って3%分を全生産者にお返しいたしました。キャッシュバック額が100万円を超えた方もいらっしやったと思います。売上げが大きな方では100万円以上キャッシュバックされた方もいらっしやるんじゃないかと思いますが、その3%、生産者の皆さんに3年分遡ってお返ししたということ。それから、台風19号からの復旧のために、自前で大きな修繕工事をやったことという、特殊な事情によるものでございますので、開発公社の職員の努力、お認めいただいているとは思いますが、そういう事情もあったということで、どうぞご理解ください。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 町長ね、答弁漏れしていますよ。どこにも町長が10万円もらえる、理事が5万円もらえる、どこにも明記されていないんですよ、町長。それで株主にも聞きましたけれども、株主総会にも記憶では提案されていないと、そういうことを16名だったかな、株主がいるの、その人らに聞いても、株主総会に提案されて役員報酬の金額の変更だの、そういうのは全然議決はしていませんよ。皆さん、歳取っている方ですので。でも、それがもらえとなれば、やはり株主総会の桂の物産センターは、株主は16名、個人会員が16名、あとは町と農協かな、私の知っている範囲では、株主総会の資料を小林課長、まちづくりの課長、担当課として、その株主総会の資料をこれで払うんですよと明記

した資料を提出してください。町長も公にしましよと言ってるから。税務課長、きちんとその書類も議員さんに見せていただきたい、本当に10万円が申告されているのかどうか。税務課長、どこにいるのかな。町長、公にしましよと言っているから、その10万円を公にしましよよ。

以上。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） すみません、答弁漏れがありました。ちょっと確認できましたので、道の駅かつらの取締役ですが、現在7人でした。議会にも定款等、今手元にありましたので、そこをめぐって確認したところ、役員は7名でございました。そして、また開発公社の総会に提出されて、決算書、事業報告書を見ますと、販売及び一般管理費の欄に、役員報酬45万円というものがきちんと記載されて、これが株主総会及び取締役会で賛成多数で承認されておりますので、この役員報酬についても株主総会及び取締役会できちんと審議され、承認をいただいているものということでございますので、どうぞご安心いただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 町長ね、株主総会に出した資料ではなくて、個人の会員16名とほかに株主がいるんですよ、そのためにも会議録作成されていると思うんですよ、録音されて。その会議録を出していただきたい。それを提示してくださいよ。出した資料なんていうのは、それは簡単に作れてしまうやつで、誰のサインもないし。後は、町長が公にしましよというから、税務課長、町長のどこに申告されているんだか、10万円、ちょっと見せて教えていただきたい。

以上。

○議長（関 誠一郎君） それは後日でよろしいですね。

○14番（小坪 孝君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第81号の4 城里町公の施設における指定管理者の指定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第81号の4について質疑を求めます。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 町長ね、山桜も同じようなものなのですよ、これ。過去の社長

は報酬は無報酬でやっているということは、頭の中に私は記憶されているんですよ。あなたが26年の10月に社長になって、そのときには役員報酬が35万円。あなたが社長になりたてのときにNHKでライブ放送があって、あなたと店長の裁判が始まったわけですよ、町長。それで、裁判記録も報酬も何も、誰も見たことがないんですよ、裁判の結果も何も。それで、あなたが27年度の社長になったら、なぜこれ報酬が35万円のやつが、なぜ50万円になってしまうんですか。またこれ自分だけ上げて、これ26年に役員を6人首にして自分で3人だけ理事を選んで、自分の仲間を3人理事にして元いた理事らを6人首にして、役員総会だの役員会だのと言って、なぜ35万のが50万円に、あれだけ裁判やるほどの大騒ぎをして結果も出さない。それで聞くとところによると、弁護士費用は幾らかかったんだという50万円くらいだと。実際には、裏では全然違う金額が山桜から支払われていた、そういうあれも、あの裁判をやって金を使って、何が結果が出たんだか私は知りたかった。当時私は、こういうのは刑事責任が5年過ぎてしまって、刑事責任がないんだから、民事だけだから、私はやめたほうがいいんじゃないんですかと提言していたわけですよ、町長。何でそんな金がないのに、あなたが社長になったら15万円上がってしまうんですか、町長、それちょっと。それで株主、上げる根拠の法条規定、何もないんだよ。それが何をもちて説明してくれるのか。さっきの株主総会の議事録をもって承認されたならば、15万円上げた役員報酬、これも株主総会によって報酬の変更をするということになっています、定款では。株主総会の議事録があって、そこに明記されているんならば頂いてもいいと思います。ただし、もらっているやつの中に、先ほど言いました資産公開の中に1円たりとも書かれていないんですよ。肩書は書かれていましたけれども。非常に残念だなと思います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 多岐にわたるご質問ありがとうございました。

まず、役員報酬ですけれども、代表取締役が10万円ではほかの取締役が5万円ということで、株式会社物産センター山桜の役員報酬は支払われていると思います。これは、私が着任する前から、この金額であったというふうに理解しております。

私が着任した直後、ご指摘の使途不明金が出てきまして、多額の損失を出したということで、その責任を取りまして、数年間役員報酬を山桜のほうではゼロにした時期がありました。そのときは、ほかの取締役も役員報酬がゼロということで、ある程度ショックだったかもしれませんが、そういうことで多額の赤字を出したときには、役員報酬を返上したこともございました。

現在は、年間数百万の最終利益が出て、役場から株式会社物産センター山桜に預けた資本金も利益によって取り戻して、資本金も全て正常な状態へと復活させましたので、現在は通常どおりの役員報酬、代表取締役が10万円、平取締役が5万円ということでお支払いをしているところです。これは取締役としては常勤ではないかもしれませんが、様々な管

理責任を取らなければいけないということもございますので、一方で責任があるわけですから、無料というわけにはいかないということで、役員報酬をお支払いしております。

また、役員報酬の金額につきましては、先ほどのとおり、決算報告の中で役員報酬を幾らということで明記しまして、毎年承認をいただいておりますので、株主総会、取締役会の承認もいただいているということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） では、町長それも役員会議録を確認させてください。それでこれも税務課に申告してありますか、町長、収入として。非常に、先ほどの10万円と今度の10万円、あなたの資産公開に載せられていないから、あなたは申告していないんじゃないかなという気がするんですよ。申告しているんだったら、私は税務課からももらったそのやつで、申告した中に10万円が入っていれば、資産公開の資料にも10万円というのが、両方合わせて20万円が明記されていると思う。それがあなたの資産公開の中には明記されていないんですよ、金額が。それはどうなっているんですか、町長。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 私、毎年きちんと確定申告も行っていきますし、確定申告のときには山桜や桂振興センターから頂いている源泉徴収票も添付して、きちんと確定申告していますので、間違いなく確定申告していますから、ぜひその点は誤解なきようにと思えますし、こういった公の場で私が確定申告をしていないかのような発言をすることは、ぜひお控えいただきたいというふうに思います。

また、資産公開につきましても、税務上とかどの項目の中に入ってくるかちょっと確認しますが、きちんと適正な金額が、資産公開書も預貯金の額とか所得の額とか、きちんと注意して間違いがないように、毎年記載をしております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 町長、そういう発言じゃなくて、総額ではしてあるなんて言っているんじゃないかって、私が聞いているのは役員、その中には報酬は幾らという明記をしなくてはならないのに、総額でしてあるなんていう答弁はちょっとピントずれているんじゃないですか。あれだけ裁判をやった中で、なぜ、役員報酬があなたのだけが10万円で、ほかの理事さんが5万円なんですかというの。それが定款にも何にもないのに、社長は10万円、理事は5万円となっているのならば、私はそれが載っていれば、定款の中に社長は10万円、役員は5万円、そういう定款が載っているのならば、あなたはもらってもいいと思う。それで役員会で決議したのならば、すぐ定款も直さなくてはいけませんよ、それ。笑っているところじゃないよ。あなたは町の2万人有余の、2万人切ってしまったけれども、その町長だよ、町長。それで会社を幾つも社長やろうとしているんですよ。昨日は私に何て言ったんですか。私が持っている資料を盗んだんですかなんて、原本でしょうな

んで。面と向かって言うような町長だと思わないです。それに引き続いて、後ろに財務課長補佐、小坪さん、その資料は原本じゃないですかなんて、人に向かって何で原本が赤字で落書きされているんだ。そういう口をきいている社長が、本当にこれから先、物産センターが売上げが……。

〔「もういいかげんにやめましょうよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（小坪 孝君） うるせえよ、この黙ってるよ。表へ出てろよ。人がしゃべっているのに。ちょうどいいところで、はしよるんじゃないよ。

〔「やるの制御しろよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（小坪 孝君） 何を言っているんだよ。

定款にも入っているんなら、株主総会にもその資料も、私が調べ上げて見ているときにを見せていただければ、ここで発言なんかしないですよ。調査しているときに、公開条例で2週間待ってくださいなんて言っているようで、私はもう半年前から調べているんですよ、これ。それなのに全然答えがないでしょう。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 小坪議員からのご質問に引き続き回答させていただきます。

定款で定めるべき事項と、例えば取締役会で決議すべき事項、株主総会で定めるべき事項、それぞれ事の重要さに応じてどこに記載すべきかというのは決まっております。例えば役員報酬を定款で定めている会社というのは、ほとんどないのではないのでしょうか。定款というのは会社の基本的な事業領域ですとか、重要な事項について記載するのが定款でございます。役員報酬というのは業績に応じて毎年変動し得るものでございますから、通常定款に役員報酬の金額を書くというものはあり得ないというふうに思います。

ですから、多くの会社で役員報酬というのは、決算の後、決算が好調だから役員報酬を幾らにしようとか、決算が赤字だったから役員報酬は何%カットしようとかいうふうに、決算のときに株主総会、取締役等で決定されて、役員報酬の金額が決まるというのが適正なものでございますから、城里町の株式会社である桂振興センターと物産センター山桜もそのように決算報告のときに金額を明記して、株主それから取締役の承認を経て役員報酬が定まっておりますので、何の問題もございません。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪議員に申し上げます。質疑は3回までと決まっておりますので、あとは各個人でやってください。

○14番（小坪 孝君） 株主総会で、やはり役員報酬の一覧というのが出ているのなら、そういうことは言いませんよ。きちんと株主に公にして。

〔「議長、進行しましょうよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（小坪 孝君） そういうことで……。

〔「小坪さん、3回……」と呼ぶ者あり〕

○14番（小坏 孝君） 分かった、分かった。終わりにする、これで。

町長ね、なぜあなたがあれだけ裁判やった中で、報酬が35万のが50万になるんですか。もらわないほうが格好いいんじゃないですか。無報酬でやったほうが。開発公社は報酬は無報酬でやるということで定款にうたっているんですよ。なら、物産センターも無報酬でやっていただきたい。

以上。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第82号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第82号について質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第83号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第83号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第84号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第84号についての質疑を求めます。

3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） すみません、議案に対する質問ではありませんが、今回提出されております提出議案の概要説明書、この第84号と、それから別紙で頂いておりますこちらのほう、これの2ページ、3ページの歳入歳出の予算のところをちょっと見ていただきたいんですが。こちらの概要のほう、説明しますと、84号の1、2、3、4、5、5行目、歳入では国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰越金を追加するものです。歳出は総務費、保険給付費及び地域支援事業を追加するものです。こちらの表のほうを見ますと、歳入のほうは国庫支出金と支払基金交付金、これは追加をして、県支出金と繰越金のほうは三角でマイナスになっているわけですね。こちらは減額をすると入れなければまずいのではないかと思います。

それから、その下の歳出のほうも、総務費、それから保険給付費を追加しまして、最後の地域支援事業費、こちらのほうはマイナス11万になっていますので、これは減額としなければおかしいのではないかと。今までも何度かこういう指摘はしていましたが、たまたま昨日見つけてしまったので、今日ここでちょっと指摘をさせていただきます。これはいかが、どういうふうに対処いたしますか。

○議長（関 誠一郎君） ここで10分間暫時休憩します。

午後 3時33分休憩

午後 3時47分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、議案84号の差し替え文章が配られたと思います。

ただいまから総務課長鯉淵和己君より説明を受けます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 大変申し訳ございません。ただいまお配りしました資料についてですけれども、提出議案の概要説明の3ページ、4ページをお配りしました。差し替えのほう、よろしく願いいたします。

先ほど猿田議員さんからのご指摘でありました違っている箇所なんですけれども、議案第84号の2段落目ですか。歳入では国庫支出金及び支払基金交付金を追加し、県支出金及び繰入金を減額するものとしました。全部増額になっていましたので、そこが違うということでございました。

それと、歳出では総務費を追加しまして、ここも全部追加になっていますけれども、総務費を追加して、地域支援事業費を減額するものというふうに変更しましたので、よろしく願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。猿田議員、よろしいですか。

3番猿田議員。

○3番（猿田正純君） 次回はないように期待をしておりますので、よろしく願いします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第85号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第85号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第86号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第86号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第102号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第102号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（関 誠一郎君） これより討論に入ります。

初めに、議案第76号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第77号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第78号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第79号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第80号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第81号の1に対する討論はございませんか。
〔「議長、4番」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により1回のみとします。なお、発言時間は10分以内とします。
まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 4番藤咲芙美子君です。

議案第81号 城里町公の施設における指定管理者の指定について反対討論です。

指定管理者について、上遠野 修町長は、全て開発公社理事長である上遠野 修氏に指定しています。公正な行政が行われる保証がなくなります。この間、議会で設定した調査特別委員会でも、グラウンドの維持管理において不公平な恣意的運用が見られたことが発端でした。

指定管理業者は、地方自治法第244条の2第7項において報告義務があるが、これも不透明です。また、同僚議員の資料要求の際にも、町長なのか開発公社理事長なのか分かりませんが、そのどちらかが提出を拒否したとのことでした。

私が一般質問で取り上げましたが、町の財政が開発公社への委託事業に注ぎ込まれている現状を指摘しました。そのお金が、開発公社の一部職員の給料アップに使われていると批判し、是正を求めたとき触れたように、お手盛りが継続することになります。12月の私の一般質問についても公平さに欠け、ホーリーホックの800万円に問題があると指摘しましたが、意図的、故意的な読み方をし、自分たちに有利な解釈を強行しています。指定管理の選考過程の規定についても、なぜこの業者にしたのか明らかになっていません。城里町の指定管理は、開発公社ありきで運営しているのではないのでしょうか。公正な行政が担保できません。全般に公正公平に認めることができません。

よって、一括して議案第81号の1から4までの議案に反対をいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。
〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。
〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第81号の2に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第81号の3に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第81号の4に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第82号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第83号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第84号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第85号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第86号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第102号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（関 誠一郎君） これより採決に入ります。

初めに、議案第76号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第77号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第78号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第79号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第80号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第81号の1 城里町公の施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第81号の2 城里町公の施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第81号の3 城里町公の施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第81号の4 城里町公の施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第82号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第83号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第84号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第85号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第86号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第102号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

日程追加

○議長（関 誠一郎君） ここで、日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま、町長から議案第103号 工事請負契約の締結についてを提出したいとの申出がありました。

この際、これを日程に追加し、日程追加第1として、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

既に資料は配付してありますので、ご確認願います。

議案第103号 工事請負契約の締結について

○議長（関 誠一郎君） 追加日程第1、議案第103号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和2年第4回議会定例会に提出議案の追加がございましたので、その概要についてご説明申し上げます。

議案第103号 工事請負契約の締結についてであります。令和2年度石塚開放学級新築工事の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。慎重審議の上、適切な議決を賜り

ますようお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第103号について質疑を求めます。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この中に設計図がいろいろ書かれています。この設計図について、ちょっともう少し詳細に説明をお願いできればと思うんですが、よろしいですか。説明してください。

○議長（関 誠一郎君） 福祉子ども課長増井栄一君。

○福祉子ども課長（増井栄一君） ただいま4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

設置場所、建設場所でございますけれども、石塚小学校の隣地にあります旧畜連跡地になります。大字石塚2,207番地の1でございます。

設計ということで、内容でございますけれども、構造が鉄骨造り、プレハブ造りを予定しております。階数、地上1階、平屋建てでございます。建築面積が281.7平米を予定しております。延床面積がこちらの1枚目の裏側になるんですが、こちら平面図延べ床面積243.71平米になります。坪換算にしまして約74坪ということでございます。生活空間を148.9平米設けました。基準では1.65平米、1人当たり国の基準で定められておりまして、定員に換算しますと1人当たり2.7平米を確保してございますので、1.5倍の基準を満たすということになります。概要としては以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

救護室はあるんですね。これは屋上でしょうか。救護室というのは、職員の部屋と救護室、子供たちが具合が悪くなったときの休憩するようなお部屋と思うんですが。そういうの……。ちょっとここ説明してもらってもいいですか。

○議長（関 誠一郎君） 福祉子ども課長増井栄一君。

○福祉子ども課長（増井栄一君） 引き続きご質問にお答えさせていただきます。

救護室の所在でございますけれども、この1枚目の後ろ、平面図になります。この上のほうの場所になるんですが、ちょっと小さい図面で大変申し訳ございません。左から給湯室がありまして、先生方のロッカー、更衣室があります。その壁を隔てた右側に救護室がございます。こちらにはベッドを設置予定で、空調施設を設置予定でおります。その前に点線で先生テーブルと記入があるんですが、こちら生活状態を先生のほうが管理して、こちらの場所で見ますので、その向かい側に救護室があり、容体等を看視といいますか、管理できるようにしてございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 救護室も設置されているということで、納得しました。

もう1点、ちょっとお聞きしたいんですけれども、図書類、本など、多分設置するんだと思うんですけれども、どの部分辺りに図書などを設置されるのでしょうか。ちょっと各部屋がこれ4つに分かれているのでしょうかね、ちょっと少し説明をお願いしますか。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 引き続きお答えさせていただきます。

図書類のご質問でございますけれども、ただいまの救護室の右側のほうがトイレになるんですが、そのトイレのはずれといいますか、右端をご覧くださいますと、本棚という、小さくて大変申し訳ございません、本棚というところがあります。こちらが図書スペースになっております。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） すみません、1点だけですが。

これは稼働間仕切りとか入っていますけれども、コロナ対策という点では、そういった考えも入っているのかどうか聞きたいんですよ。コロナ対策した造りなのかどうか。あるいはこれからまたコロナ対策でお金がかかるのかどうか、それだけ聞きたい。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 10番阿久津議員のご質問にお答えいたします。

コロナ対策としましては、十分なスペース確保をまず基本としております。これまでの密集していた場所から生活空間を広げたことによりまして、児童数の個々の空間を確保するというのと、今回サーマルカメラを導入しまして、児童の体温、利用に当たっての開始前の測定を励行しております。そのほか生活に当たってはマスク等の着用、そのほか手指の消毒はしておりますので、引き続き対策には万全を期してまいりたいと存じます。

以上です。

○10番（阿久津則男君） 了解です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第103号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第103号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

日程追加

○議長（関 誠一郎君） ここで、日程の追加についてお諮りします。

ただいま町長から議案第104号 物品購入契約の締結についてを提出したいとの申出がありました。

この際、これを日程に追加し、日程追加第2として、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第2を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お手元に事前に配付してありますので、書類をご確認願います。

議案第104号 物品購入契約の締結について

○議長（関 誠一郎君） 追加日程第2、議案第104号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第104号 物品購入契約の締結についてであります。城里町立学校学習用コンピューター機器等の購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第104号について質疑を求めます。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） タブレットの購入なんですけれども、教育委員会にちょっとお聞きしたいんですけれども、これは品物が1,200で子供たちに配るということなんです。これはGIGAスクールということで、よく一般的にいわれるんですが、タブレットとい

うのは学校で使うのか、おうちで使ってもいいのか。もしくはおうちで使う際のW i - F i 等々の無線的なものとか、そういったものの対応とかどのような今後のシミュレーションというか、学習に対して、学習の担保、それをどういうふうになんて考えているのかを、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） ただいま8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

タブレットの利活用につきましてでございますが、当面の間はタブレットの導入後は、学校の授業の中またはその他の活動の中で使うということを考えてございます。ただ、タブレットの持ち帰りについても検討してございまして、ゆくゆくはタブレットも持ち帰るような形で活用できるようにと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） では、持ち帰ってやると、その場合にはやはりインターネット環境というのが当然、各家庭においてもケースバイケースだと思いますが、そういったところというのは、これからコロナの状況もどうなるかということもあるかと思っておりますけれども。アフターコロナにおいても、当然こういったタブレットを使った、このツールを使った教育というのは、これからも進んでいくということによろしいんですね。一過性のもので、こういうの終わったからもう使わないというものではないということでしょうから、そういったシミュレーションを含めたところで、教育委員会がどこまで考えているのかということをお聞きしたかったわけですが、今のところは検討中ということなんではないですか。それでよろしいですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続きご質問のほうにお答えいたします。

コロナ禍以外におきましても、今後タブレットを活用し、ICTの教育に進めていきたいというふうを考えております。今後、各家庭にタブレットのほうの持ち帰りにつきましても、今年度、概略の家庭環境のインターネット環境調査等を実施いたしました。来年度にも引き続き詳細な調査をいたしまして、家庭環境でインターネットの環境がないところの対応等につきましても検討してまいりたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 最後になりますが、結局、これからタブレットを使っていく教育の仕方、教育委員会のほうで学習の指導主事がいるかと思っております。つまり、こういった使い方をするか、先生たちもしっかり身につけた上で、生徒たち、子供たちに伝えていくという、その仕組みというのが結構難しいというふうに、全国の自治体の事例から出ているようですので、しっかりとされた対応はされたほうがいいのかというふうに強く思っていますし、それと同時に、タブレットの使い方についてはこれから検討ということ

なんです、ぜひ議会のほうにも実物とか、購入した後、どういうふうにするのか、どういうふうに進んでいくのかという、ちょっと報告と連絡と相談とか、そういったものをぜひいただければと思います。地域の子供たちが本当に安心して、さらに学習が、学力ができたり伸びたりする環境を整えることですので、ぜひ議会も協力させていただければというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（関 誠一郎君） ほかに。

7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 河原井議員の質問にちょっと関連してなんです、今、教育委員会事務局長が、各家庭の通信環境を調べるとのことなんです、Wi-Fiを設置というか、あるうちではお金はあまりかからないだろうけれども、そうじゃない場合、通信料がかなり負担になると思うんですよ。それはどのようにするのか、将来。例えばWi-Fiの設置を各家庭にするのか、それとも通信料の補助というのか、差額をお金を出すようにするのか、そのような教育委員会はどういうふうに考えていますか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 7番三村議員のご質問にお答えいたします。

家庭環境のインターネット環境につきまして、今後どのようにするかということでございますが、今年度大まかに調べたところ、Wi-Fiまたはインターネット接続の難しい家庭が5%前後いるということでございました。このような中で、他の市町村等にもルーターの貸出しや、また通信料の補助などを検討している市町村もあると伺っておりますので、今後引き続き教育委員会としても検討してまいりたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 分かりました。

5%ぐらいということなんですか。その5%をひとつ大事にしてください。当町じゃないよね、これはね、5%はね。それと、これは町に対する要望ではあるんですが、公共施設はWi-Fiをもう庁舎で使えるようにするべきじゃないですか。我々もタブレット端末を使って議会もやるわけですから、当然Wi-Fi環境が必要になると思うんで。これは要望ですので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 貴重なご指摘をいただきましたので、今後しっかりと検討していきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

5番片岡藏之君。

○5番（片岡藏之君） 教育委員会局長にお伺いしたいんですけれども、旧七会地区で既存のネットワークを使う考えでいますでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 5番片岡議員のご質問にお答えいたします。

七会地区、七会小学校等につきましては、現在既存のインターネット設備を活用するというので考えております。

○議長（関 誠一郎君） 5番片岡藏之君。

○5番（片岡藏之君） 私前から思っているんですけども、旧七会地区の今現在使われているシステムですね、あれ自体がサーバーがちょっとあまりにも脆弱すぎるというのを痛感しているんですよ。今現在でも各個人の家で多分、結構な方がネットを使っていると思うんですけども、普通ならば個人で使っているパソコンのネットワーク画面に、普通だったら自分のところの、例えばプリンターとかそういうものしか入ってこないんですけども、旧七会地区の場合は、今現在ネットワークにつながっているパソコンが、全部ネットワーク画面に出てくるんですね。要するに、ウインドウズの98程度のサーバーなんですよ。ですから、今現在のパソコンのOS自体にはもうはるか合っていないサーバーなんですよ。そういうところは、教育委員会のほうではご存じでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続き片岡議員のご質問にお答えいたします。

現在、七会地区のパソコンネットワークシステムにつきましては、私自身も詳細には把握はしておりませんが、現時点で学校等で使っている時点では、さほど支障がないというふうには聞いておりますが、現在のところは以上です。

○議長（関 誠一郎君） 5番片岡藏之君。

○5番（片岡藏之君） 教育委員会にぜひともお願いしたいんですけども、ぜひ、こういう機会ですから、サーバー自体もよく検討していただいて、それでちょっとね、私自身はそういった経験があったものですから、総務省からのあれのネットワークは外したという状況で、今携帯のほうのタブレットを使ってやっているんですけども、その辺のところよく確認してから行ってください。

○議長（関 誠一郎君） 答弁よろしいですか。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 七会地区の光ファイバー全体のシステムが大変老朽化してしまっていて、そういったシステム障害の連絡も受けておるところですので、そろそろ更新期に来ているということも理解しておりますので、光ファイバーシステムの更新についてもちょっと検討したいと思います。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） このパソコン、タブレットなど、もろもろ使うに当たって、ちょっと心配しているのは、先生方は多分恐らく今パソコンでやっているのも問題はないん

じゃないかと思うんですが、使い慣れない子供たちに対する説明や、それから対応など、どのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

子供たちのタブレット利用等につきましてでございますが、特に小学校低学年の児童等につきましては、ご指摘のとおり点もあるかと思えます。ただ、タブレット導入にしたいがまま、すぐタブレットを授業中いつも使うということではございませんので、徐々にタブレット等に慣れながら授業その他で活用していきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

ということであれば、一気に全員じゃなく、少しずつということだと思えますけれども、特に一緒にやっていく中で、補助をしてもらえそうな先生方というのはいらっしゃるのでしょうか。そういうこと考えていますか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続きご質問にお答えいたします。

タブレットICT事業等に関して、現在補助をする教員等がいるかということですが、現時点ではそういった教員はいません。今後、そういった国のICTの支援要員の配置等につきましても、国の制度上ありますので、設置要望と配置の要望等をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） どうしても、一人二人遅れてしまうというような方は多分いらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、そういう方を、特別にきちんと丁寧に指導できるような、そして全員が納得できるよというような、そういう事業体系にしていなければいいかなと思っております。誰もが置いてきぼりにならないように、ぜひ検討していただければと思います。お願いします。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 答弁はよろしいですか。

ほかにございますか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） これは子供たちが持ち帰ることができるということなんですけれども、学校だけではなくて家庭で使うということになりますと、例えば壊したり、それから盗まれたり、当然このタブレットはありますよね、壊してしまったり、盗難にあったりですね。それでこういうときに、保険というのは、一番初めの価格の中に設定されているんですかね。それとも新たに入るとか。こういった保証というのはどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

今回購入の機器につきまして、機器の不具合等に関する保証は1年ということですが、紛失や破損の場合には、別途保険等が必要になるかと思えます。

ただ、こちらにつきましても、今茨城県内におきましても、茨城県教育ICT協議会という県内の組織が立ち上がっておりまして、その中でもやはり持ち帰りや、そのほかの授業の仕方等いろいろ課題を今出して、これからいろいろな使用等もこれから決めていきたいということで議題になっているところがございますので、今現在はまだ未定というところでございます。

○2番（加藤木 直君） 分かりました。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第104号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第104号 物品購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

日程追加

○議長（関 誠一郎君） ただいま、8番河原井大介君ほか4名から城里町職員の給与に関する規則を見直し、管理職手当の不公平を是正する決議についての動議が提出されました。

この動議は、城里町議会規則第16条に規定する1人以上の賛成者がありますので成立しました。

ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号 城里町職員の給与に関する規則を見直し、管理職手当の不公平を是正する決議についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第7号 城里町職員の給与に関する規則を見直し、管理職手当の不公平を是正する決議について

○議長（関 誠一郎君） 追加日程第3、発議第7号 城里町職員の給与に関する規則を見直し、管理職手当の不公平を是正する決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第7号の朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります8番河原井大介君より発議第7号の趣旨説明を求めます。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 提案理由をさせていただきます。

決議文の読み上げをもって、提案理由の説明とさせていただきます。

城里町職員の給与に関する規則を見直し、管理職手当の不公平を是正する決議でございます。

令和2年第4回城里町議会定例会の一般質問において、城里町職員管理職手当に差があることが判明いたしました。城里町職員の管理職として、配置先の違いにより管理職手当に大きな差があることに驚いたところでございます。職責の違いで差があるというご答弁でしたけれども、給料表の区分の1種と3種では3万円もの差があるとのこと。一月3万円違えば1年で36万円もの差がつくこととなります。この手当は、将来の年金計算に関係することから、職員の退職後にも大きく影響を与えます。職員からは、会計課に移動させられてしまうと不安を訴える声も多数届いています。また、職場間での上下関係が生まれてしまうおそれ、またそのような誤った認識が生まれかねないことを危惧しております。この管理職手当は規則であり、議決の必要はなく変更できるものであります。実際、去年は課長手当を引き上げていた事例も判明したところでございます。

については、城里町職員の給与に関する規制を見直し、管理職手当の不公平を見直し、労働意欲の向上を図ることを提言をさせていただきます。

以上、ここに提案理由にさせていただきます。以上、議員の皆様方のご賛同を賜りたく、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これから質疑を行います。

発議第7号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

発議第7号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第7号 城里町職員の給与に関する規則を見直し、管理職手当の不公平を是正する決議についてを採決いたします。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第16、議会運営委員会からの閉会中の所掌事務調査についてから、日程第18、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についての3件を一括議題といたします。

各委員長から、会議規則第72条の規定により、各委員会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-
- 報告第73号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 報告第74号 城里町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
 - 報告第75号 城里町民間保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示
 - 報告第76号 城里町元気アップ振興券事業実施要綱の一部を改正する告示
 - 報告第77号 城里町地域公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金交付要綱の制定
 - 報告第78号 城里町公共工事前金払取扱要綱の制定
 - 報告第79号 城里町修学旅行代替給付金交付要綱の制定
 - 報告第80号 令和2年度城里町ふれあいの船事業中止に伴う臨時給付金交付要綱の制定
 - 報告第81号 城里町新型コロナウイルス感染症対応保育従事者等応援給付金交付要綱の制定
 - 報告第82号 城里町保育所等新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金交付要綱の制定
 - 報告第83号 城里町新型コロナウイルス感染症による医療施設応援給付金交付要綱の制定
 - 報告第84号 城里町赤ちゃん応援臨時給付金交付要綱の制定
 - 報告第85号 城里町元気アップ振興券（第2弾）事業実施要綱の制定
 - 報告第86号 城里町元気アップ振興券（第2弾）事業補助金交付要綱の制定
 - 報告第87号 城里町新型コロナウイルス感染症予防対策事業所等支援金支給要綱の制定
 - 報告第88号 城里町新型コロナウイルス感染症指定管理者支援金交付要綱の制定
 - 報告第89号 城里町中小企業等固定費応援給付金交付要綱の制定
 - 報告第90号 常磐大学と常磐短期大学および城里町との連携協力に関する協定
 - 報告第91号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第19、報告第73号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則から、日程第37、報告第91号 例月出納検査報告書（9月、10月、11月執行分）の19件については、後ほどご高覧願います。

以上で今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和2年第4回城里町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

4日間にわたりました議会定例会でありましたが、関議長のもと、慎重審議をいただき、提案いたしました全議案につきまして可決決定をいただき厚く御礼を申し上げます。

会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行において十分参考にさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、寒さも厳しさを増す折となり、新型コロナウイルスの感染状況も深刻化しております。議員各位におかれましては体調管理に十分注意され、城里町発展のため、重ねてご尽力いただきたくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、会期中、終始熱心なるご審議と議会運営に格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議し、終了できますことに、心から御礼と感謝を申し上げます。

また、執行部におかれましては議員各位のご意見等を十分に参考され、執行には万全を尽くされますようお願いいたします。

年末に向けて、未だ新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、予断を許さない厳しい状況が続いております。皆様におかれましては新しい生活様式の中でこの困難を乗り越え、来るべき新年は、城里町にとってさらなる飛躍の年であることをご祈念申し上げますとともに、議員並びに町民にとって最良の年であることをご祈念申し上げます。

閉会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 以上で、令和2年第4回城里町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 4時40分閉会